

S-FIT Beauty Gym 利用規約

I、総則

(名称・目的)

第1条 当クラブは、S-FIT Beauty Gym（以下、当クラブといいます）と称し、会員が当クラブの施設を利用して、心身の健康維持・増進及び会員相互の親睦を図ることを目的として運営します。

(運営管理)

第2条 当クラブの施設は、堺トレード株式会社が所有し、堺トレード株式会社（以下「会社」といいます）が、運営・管理します。

II、会員

(会員制度)

第3条 (1) 当クラブは、会員制とします。
(2) 当該入会手続きおきまして、当クラブが指定する書類その他資料を提出していただきます。
(3) 当クラブの会員の種別、月会費、利用料金等については別途定めます。
(4) 当クラブは、会員の種別を新設、変更または廃止することがあります。
(5) 会員の契約期間は、入会月の1日から11カ月後の月末までの1年間とします。契約期間満了の1カ月前までに会員からの当クラブに対し何らかの連絡がない場合、自動的に会員に関する契約が1年間更新され、以後、同様とします。

(入会資格)

第4条 当クラブの入会資格は、次のとおりとします。
(1) 原則として、フィットネスは満年齢16歳以上であること。
ただし、未成年の方については、必ず当クラブ所定の書式等への保護者のサインが必要となります。
(2) 当クラブの定める規則を遵守することに同意していること。
(3) 当クラブを含めて会員制のスポーツクラブまたは団体から除名もしくは会員資格の停止、またはそれに類する処分を受けたことがないこと。
(4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではないこと。
(5) 妊娠中でないこと。
(6) 外国籍の方については、外国人登録証明書を有していること。
(7) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと。
(8) 医師から運動または入浴を禁じられていないこと。一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有していないこと。
(9) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当クラブが好ましくないと判断する事項がないこと。

(会員証)

第5条 (1) 当クラブは、会員に対して会員証を発行します。なお、会員証は、会員に貸与するものですから大切に取り扱いして下さい。
(2) 会員は、当クラブの施設を利用するときは、常に会員証を携帯し、入店時に提示するものとします。

(3) 会員は、会員証を紛失・汚損したときは、速やかに再発行の手続きをとるものとします。この場合、再発行料 500 円(税込)を別途いただきます。

(事務手数料)

第6条 会員は、入会時に当クラブ所定の事務手数料を所定の方法で納入するものとします。一度納入された事務手数料は返還いたしません。

(月会費等)

第7条 (1) 会員は、別紙細則に定める月会費・利用料金等を所定の方法で納入するものとします。

(2) 当クラブは、月会費・利用料金等を変更することがあります。この場合、3ヶ月前までに会員に告知します。

(3) 施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

(会員資格の譲渡禁止)

第8条 会員は、当クラブの会員資格を譲渡・貸与することはできません。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一つに該当したときには、その会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員資格の有効期間が終了したとき。
- (2) 自己の都合により退会を申し出たとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 死亡したとき。

(会員の除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当した場合、当クラブは、その会員を除名することができます。

- (1) 当クラブの規約、細則、クラブ施設利用案内の記載事項および館内諸規則に違反した場合。
- (2) 当クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または当クラブ会員としてふさわしくない行為をした場合。
- (3) 会費等および利用料の支払いを3ヶ月間怠った場合。
- (4) 第17条第1項第1号から第13号までに該当する行為をした場合。
- (5) 第4条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資格を満たしていると偽って当クラブの会員資格を取得した場合。
- (6) 前各号のほか、当クラブの会員としてふさわしくないと当クラブが認めた場合。

(変更事項の届出)

第11条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更があったときには、当クラブに速やかに届け出るものとします。

(休会)

第12条 会員は、当クラブの休会を希望するときには、別紙細則に定める休会手続きをとるものとします。

(退会)

第13条 会員は、当クラブの退会を希望するときには、別紙細則に定める退会手続きをとるものとします。

Ⅲ、施設利用

(ビジターの利用)

第14条 (1) 会員が同伴した会員以外の方または当クラブが認めた方については、ビジターとして本施設を利用させることがあります。

(2) ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとします。

(3) 会員は、ビジターを同伴したときには、当該ビジターと連帯して一切の責任を負うものとしま

す。

(会員・ビジター以外の施設利用)

第15条 当クラブが特に必要と判断したときには、会員またはビジター以外の方に当クラブの施設を利用させることがあります。

(諸規則の遵守)

第16条 (1) 会員、ビジターの登録利用者その他の当クラブの利用者すべて(以下「利用者」という)は、本規約、細則および当クラブ所定の諸規則を遵守するものとします。

(2) 利用者は、前項のほか、当クラブの指示に従って、当クラブを利用するものとします。

(施設利用の禁止)

第17条 当クラブは、利用者が次の各号の一つに該当するときは、当クラブへの入場のお断り、退場または施設利用の禁止を指示することがあります。これらの措置により、当該会員に不利益が生じても、当クラブおよび会社は何らの補償を行いません。

(1) 酒気を帯びているとき。

(2) 他人の諸施設利用を妨げたとき。

(3) 許可なく当クラブ施設内を撮影したとき。

(4) 許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をしたとき。

(5) 諸施設内で政治活動、宗教活動その他当クラブ利用目的と関係の活動をしたとき。

(6) 他人を誹謗、中傷する行為に及んだとき。

(7) 他人に対する暴力行為や威嚇行為に及んだとき。

(8) 動物、危険物等、他人に危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを館内に持ち込もうとしたとき、または持ち込んだとき。

(9) 当クラブ施設内で喫煙したとき。

(10) 施設スタッフの指示に反したとき。

(11) 諸施設内に刃物等の危険物を持ち込んだとき。

(12) 当クラブまたは施設スタッフに対し、法的責任を超えた過度な要求をしたとき、または社会通年上、相当な範囲を超える過剰なクレームをしたとき。

(13) その他、施設内の秩序を乱す行為をしたとき。

(14) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると当クラブが判断したとき。

(15) 妊娠しているとき。

(16) 外国籍の方については、外国人登録証明書を有していないとき。

(17) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患しているとき。

(18) 医師から運動または入浴を禁じられているとき。

(19) 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有しているとき。

(健康の維持・管理)

第18条 利用者は、当クラブ施設の利用にあたり、各自の責任で健康の維持・管理を行うものとし、不調を感じる等した場合は自らの判断と責任において直ちに当クラブ施設の利用を中断する等とするものします。

IV、施設営業

(営業時間・定休日)

第19条 当クラブの営業時間および定休日の設定・変更を、当クラブが決定し、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページの掲載等の方法により会員に周知するものとします。

(当クラブの一時的閉鎖・一時的休業)

第20条 次の各号の一つに該当する場合、当クラブは、当クラブの全部または一部を一時閉鎖または一時休業することがあります。この場合、第4号または第5号に該当する場合を除き、2週間前までにその旨を告知するものとします。

- (1) 定期休業等による場合。
- (2) 当クラブが特別行事等を開催する場合。
- (3) 当クラブの増改築、修繕、点検等により、やむを得ない場合。
- (4) 天災地変等（感染症の流行を含む）の不可抗力によりその災害等が会員に及ぶと会社が判断した場合。
- (5) 1－前各号のほか、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。
2－前項の告知は、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページの掲載等の方法により行うものとします。
3－第1項各号に該当する場合であっても、会員の月会費等の支払義務は、軽減または免除されないものとします。ただし、連続して1週間を超えて閉鎖または休業した場合は、その期間に相応する会費を減免するものとします。

(当クラブの閉鎖)

第21条 1－次の各号の一つに該当する場合、当クラブは、当クラブの施設を閉鎖し、全ての会員との契約を解除することができます。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となった場合。
- (2) 災害その他により施設の被害が大きく会場が不可能となった場合。
- (3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生した場合。

2－前項の事由により会社が当クラブを閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、3ヶ月前までに告知するものとします。

(当クラブの免責事項)

第22条 1－利用者の責に帰すべき事由により利用者が受けた損害に対して、当クラブは、その損害を賠償する責を負わないものとします。

2－当クラブ施設内で発生した損害その他の事故については、その事故が当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、当クラブは、一切の責を負わないものとします。

3－利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解決するものとし、当クラブは一切の責を負わないものとします。

(盗難)

第23条 当クラブは、利用者が当クラブ施設内で盗難が生じた場合、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

(遺失物、不審物等)

第24条 1－当クラブは、利用者が当クラブ施設内で手回り品等の所有物を遺失した場合、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

2－当クラブ施設内で遺失物、不審物等を拾得または発見したときは、当クラブのスタッフまでお知らせください。

届出のあった遺失物については、原則として法令等の定めに従い取り扱います。

(利用者の損害賠償責任等)

第25条 1-利用者は、自己の責にすべき事由により、当クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負うものとします。

2-会員が同伴したビジターが、自己の責に帰すべき事由により当クラブまたは第三者に損害を与えた場合、当該会員およびビジターは、当クラブまたは第三者が被った損害について連帯して賠償の責を負うものとします。

V、雑則

(個人情報の取り扱い)

第26条 当クラブは、会員の個人情報を次の目的でのみ利用するものとし、目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨会員にお知らせします。

- (1) 当クラブと会員との連絡のため(会員種別の新設・廃止、休業、料金・定休日の変更もしくは会費関係等の案内、または遺失物等に関する連絡)
- (2) ご意見・お問合せへの対応、記録保管のため
- (3) キャンペーン・モニター等への応募受付のため
- (4) 施設内外における各種イベントの申し込み受付・事務手続き等のため
- (5) 商品販売等の代金決済、アフターサービス等のため
- (6) 会員居住地のデータ分析等、個人を特定しない統計的情報管理のため
- (7) S-FIT Beauty Gym 内でのサービス提供のため
- (8) 前各号のほか、当クラブの適正な運営のため

当クラブは、会社の個人情報保護方針に従い、会員の個人情報を適正に管理・利用します。

(会員への通知等)

第27条 当クラブの会員への諸通知等は、会員から届出のあった住所宛に行うものとします。

会員が届出を怠ったため、当クラブからの諸通知等が延着し、または到達しなかった場合であっても、当クラブは、会員が被った損害について責を負わないものとします。

(利用案内)

第27条 本規約および細則に定めのない事項については、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等で会員に周知します。

第28条 1-当クラブは、次のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された場合、変更後の本規約が適用されます。

2-当クラブは、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、事前に変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知しまた、ホームページへの掲載等、当クラブ所定の方法により会員に周知します。

3-前二項の規定にかかわらず、前項の本規約に変更の周知後に会員が当クラブを利用した場合又は会員が解約の手続きをとらなかった場合、当該会員は本規約の変更に同意したものとします。

第29条 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をその専属の管轄裁判所とします。

(附則)

本会員規約は、2023年6月7日から発効します。

<別紙細則>2023年8月3日現在

営業時間について

全曜日 9:00～22:00

(エステ最終受付：20 時、フィットネス最終受付：20 時半)

※更衣室等、すべての施設利用は 22 時までとなります。

定休日 設けておりません。

会員の種別・月会費について

入会金：6,000 円（税込）、事務手数料：3,800 円（税込）

会員種別	月会費（税込）	利用日	利用時間
月 2 回	5,800 円	全曜日	9:00～22:00
月 4 回	11,200 円	全曜日	9:00～22:00
月 8 回	19,800 円	全曜日	9:00～22:00
1 ヶ月通い放題	39,800 円	全曜日	9:00～22:00

◆月会費等の支払い◆

(支払い方法：口座振替)

- 1、【店頭申込】毎月 28 日に月会費等翌月分を会員指定の口座より引き落とします。28 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。【WEB 申込】同 26 日に引き落とします。
- 2、【店頭申込】通帳の適用印字欄は、「エスフィットビューティージム」と表示されます。【WEB 申込】同「カイヒペイ」と表示されます。
- 3、口座の残高不足等により、月会費等が所定日に引き落とされなかったときは、速やかにフロントにてお支払いください。
- 4、月会費の適用回数は当月内のみ使用可能です。そのため、月をまたいでの持ち越しは適用外となります。

(支払い方法：カード決済)

- 1、毎月 26 日に月会費等翌月分を会員指定のクレジットカードによりお支払いいただきます。26 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- 2、明細に記載される名称は、「S-FIT Beauty Gym」または「エスフィットビューティージム」となります。
- 3、月会費の適用回数は当月内のみ使用可能です。そのため、月をまたいでの持ち越しは適用外となります。
- 4、カード会社の規約により会員資格を喪失したときなどは、クレジットカード支払いを終了し、当社または請求事業者から料金を直接請求させていただく場合があります。

(支払い方法：その他)

- 1、月会費等のお支払いは、フロントにてお手続きをお願いします。
- 2、月会費の適用回数は当月内のみ使用可能です。そのため、月をまたいでの持ち越しは適用外となります。

◆会員種別変更◆

- 1、会員種別の変更を希望する場合、変更を希望する月の前月 10 日までに、原則会員本人が来場し、所定の手続きをとるものとします。
- 2、毎月 10 日までに会員種別変更の手続きをした場合、翌月分からは、変更後の会員種別での月

会費を引き落とします。

- 3、毎月 11 日から同月末日までに会員種別変更の手続きをした場合、月会費等の反映は 翌々月以降となります。
- 4、会員が月会費等を未納の間は、会員種別変更手続きはできません。
- 5、会員種別変更手続きは、電話では受け付けないものとします。
- 6、月内での会員種別変更については、スタッフにお問合せください。

例) 月 2 回→月 4 回へ変更希望等

ただし、すでにお買い上げの回数を減らす手続きや、それに伴う差額分の返金はいたしません。

例) 月 8 回→月 4 回に変更希望等

◆退会◆

- 1、会員が自己の都合により退会を希望する場合、退会を希望する月の前月 10 日までに、原則会員本人が来場し、所定の手続きをとるものとします。同日までに退会にかかる所定の手続きをした場合、退会を希望する月の月末をもって退会となります。
- 2、会員が毎月 11 日から同月末日までに退会手続きをした場合、翌々月末に退会となります。
- 3、退会月の月会費は、退会月内で回数利用がなかったとしても全額支払わなければなりません。
- 4、会員が月会費を 3 ヶ月以上滞納した時には、当クラブは、当該会員を除名することがあります。
なお、当該会員は滞納分につき、ただちに当クラブに支払わなければなりません。
- 5、月会費が未納の場合は、退会手続きをすることはできません。
- 6、退会手続きは、電話では受け付けないものとします